



困ったな…と思ったら、弁護士にご相談ください

## 競業禁止って何?!



従業員が退職したあと、同業種をおこなうことって止められますか???

Q

使用者と退職者との間で、退職後に同業種を行うなどの行為を禁止する（競業禁止義務）合意書を取り交わしたとして、その合意は有効でしょうか？

裁判例では、職業選択の自由の観点から、こういう合意については、かなり限定的にしか有効性を認められていません。

A

①使用者の利益、②退職者の従前の地位、③制限の範囲、及び④代償措置の有無・内容から検討すべき、とされています。

- ① 使用者の利益とは、技術上の秘密、ノウハウ、顧客情報・顧客維持の面から、強い必要性が認められるか、ということです。
- ② 退職者の従前の地位とは、取締役などの高い地位にあった者の場合のみに限定する傾向があります。
- ③ 制限の範囲としては、地域や期間が無制限ではなく、一定の範囲でのみの制限であるか否か、ということですが、2年間を超えると「長い」と評価されるようです。
- ④ 代償措置として、在職中に高い賃金を得ていたというだけでは代償措置を認められません。退職後の競業禁止義務を課すことも説明したうえで、それを加味して採取的な報酬などの金額を決定した場合において、その上乘せ部分が代償措置となり、かつ、それが競業禁止の範囲に比して十分であるといえるか否か、という観点で判断されます。

これらのハードルを総合的に判断して有効となるのであって、①～④のひとつでもクリアすれば有効になるものではありません。わかりやすく、あえて大雑把に言えば、なかなか有効性は認められない、といえます。



では、退職後に同業種をおこなう場合、退職前の会社の顧客に接触するなどして顧客を奪う行為は、不当とはいえないのでしょうか？

この点については、原則として自由競争といえるのですが、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法な態様で顧客等を奪うことは許されません。



例えば、顧客リストなどを無断で持ち出して、これを利用して営業活動を行うことは不当なものとなります。ただし、退職者と顧客の人的つながりをもとに営業活動をしたのみでは不当とはいえない、とされる傾向があります。

また、相手を不当におとしめて顧客を奪うなどの行為は、不当な行為として許されません。



誰かにご相談したいこと、日頃から気になっていることがありましたら、まずは事務所へお電話を。

下記 Web サイトへもアクセスお待ちしております。

事務所ホームページ

<http://www.lwo.jp>

交通事故専門サイト

<http://www.klwo.jp>

企業法務専門サイト

<http://www.clwo.jp>



お問合せ **西山法律事務所** 弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平

TEL 052-957-1106 [info@lwo.jp](mailto:info@lwo.jp) <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 名城ビル6階(名城小学校西向かい)

執務時間:午前9時30分~午後6時 休日:土曜・日曜・祝日

